

1. 件名：「東通原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（92）」

2. 日時：令和5年11月16日（木） 13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

東北電力株式会社 土木建築部 部部長 他9名

5. 要旨

(1) 東北電力（株）から、第1193回審査会合（令和5年10月6日開催）におけるコメント回答及び基準津波の策定について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化するよう求めた。

- ・ 防波堤有り/無しの条件等の最大ケースを明確にしたうえで、基準津波の選定過程が明確となるよう記載を工夫すること。
- ・ 特性化モデル及び基準断層モデルの設定について、備考に記載して説明するのではなく、基準津波の波源が特定出来るよう、申請書への記載を想定してどのように表記することが適切なのか検討して整理すること。
- ・ 朔望平均潮位について、近年（2013年～2017年）の観測記録については、入力津波設定時に考慮するとの説明であるが、そのことが明確になるよう記載を充実すること。
- ・ 有効数字何ケタまで津波高さを記載するのか明確にすること。
- ・ イベント堆積物及び行政機関による津波評価との比較については、東通原子力発電所敷地との比較が重要であるので、記載を工夫すること。
- ・ 津波高との比較においては、イベント堆積物の基底標高を+2mしてプロットすること。
- ・ 「基準津波の想定津波群」における「津波群」という文言について、意図が明確に伝わるよう記載を検討すること。

(3) 東北電力（株）から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 東通原子力発電所 津波の評価について（コメント回答）
- ・ 東通原子力発電所 基準津波の策定について
- ・ 東通原子力発電所 基準津波の策定について（補足説明資料）
- ・ 東通原子力発電所 1号炉コメントリスト（地震・津波関係）